

内閣参質第三五号

昭和二十五年三月三十日

内閣總理大臣 吉田 茂

参議院議長 佐藤尙武殿

参議院議員大島農夫雄君提出旧軍事施設物件拂下処理に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

參議院議員大島慶夫雄君提出旧軍事施設物件拂下処理に関する質問に対する答弁書

(一) 旧軍事施設及び物件の拂下状況と壳拂代金の徵收状況は、左記の通りである。

記

種 目	壳 數 量	拂 量	決 定 價 格	壳拂代金收納済額	收 納 未 済 額
土 地	一六、三〇、四〇〇坪		二四、三五、五七九円	一四六、四五、七二〇九円	
立木竹	一、三四八木 三、一全、〇〇八石 四、五九九束		九六、九九、八五八九円		
建 物	二、一五、〇〇四坪		一、四三、〇三一、一〇六三 一〇六、八五七、五一七三	一四六、四五、七二〇九円	
工 作 物	一		八五、五五、四〇五七		
機 械 器 具	四、三七台		六、三〇七、五五四八		
船 舶	三、二九三台		四五、七〇四、五五四九		
計			五五、三九一、〇五五六 一九、九七、空四四 一、三五、〇五、九〇二三	五七二、三六八、七〇二六 四五、六九九、九三三五 一八、三三、〇一九三	
			九、五三、一四三云 八六、九三、七七七九		

備考

- (イ) 本調は、昭和二十四年三月末日現在のものである。
- (ロ) 代金取收済に相当する数量及び收入未済に相当する数量は、調査未了である。

(一) 旧軍用施設等の拡下の内容に関して、その全ぼうを周知せしめるため、これを公表することは極めて緊要なことであるが、何分にも数量がぼう大であつて売拂件数が極めて多数にのぼるので、個々の内容についてその都度公表することは、事務的に極めて繁瑣である。しかしながら、統計的な数字をもつて適当な機会に公表することについては、従来もその資料を中央及び地方の新聞社その他に提供しており、また、今後も継続する考であるとともに、財産整理が相当程度進捗したときにおいては、その統計実績を公表することも考えてゐる。

(二) 売拂代金の収納未済になつてゐる原因は、公共団体にあつては、予算的措置未了によるもので、その他のものにあつては、金融難に基因するもの或は旧住宅團等現に清算中であるため徵收に至らないものが主なものであるが、これら未納金に対しては、従来から鋭意督促を重ねて來たので、最近においては減少の一途にある実情で、再三督促を加えても納入しないものについては法務府へ取立方を提訴するか、事情によつては売買契約を解除する等の措置を探つてゐる。

(四) 国有財産の事実上の管理処分は、各地方の財務部長が相当してゐる関係から、二三の財務部においては、特に監察係を設け常時職員の監査を行つてあり、又財務部の主腦者等がその管内の出先に出張する際には、管理処分上の監督を励行している等常に不正防止のために万全の注意を拂つてゐるので、今後各財務部に特に監察専担の入員を配置し不正防止に万全を期したい考である。

(五) 茨城県稻敷郡阿見町所在旧霞ヶ浦海軍航空隊の施設に属する地下ケーブル線は、野原貞次郎外一

○七名が連署をもつて電燈新設の用に使用する理由で拂下の申請をしたので調査したところ同人等の居住する場所は無電化村であり、且つ、その当時関東配電でも資材難の折柄當該資材を早急に役立たせることが日本再建の一助になると認め、取りあえず発掘することを承認し、正式売拂をせずして保管(使用)を許可したものである。

然るに、関東配電では、資材の融通がついたため会社所有の資材をもつて設備を完成し、保管者において本物件が不用に帰したので、これを現金化し、政府に対する支拂金に充当すべく保管していた処、たまたま出先機関の事務担当官が脳炎で急病死する一方拂下申請者の一員たる岩本、山口両氏よりの告訴があつたので、当局においても甚だ遺憾とし、當時検察庁当局とも連繫を保ち絶えず事件の推移を注視し、事件の解決を俟つて処理する見込でいたが、今日に至るも未解決であるため、本月至り過去の保管(使用)料金に相当する弁償金(一〇、四四三円)と当該物件の売拂代金(四一、六九四円)を徵収すべく手続を完了した。